

事務連絡
令和4年9月9日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
外務省大臣官房儀典外国公館室

外交官の子女等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する5歳以上11歳以下の者への新型コロナウイルス感染症ワクチンの3回目接種について

外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについては、「外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年3月30日付け事務連絡）及び「外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者（「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」）への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年5月17日付け事務連絡）において具体的な事務取扱をお示ししています。

今般、外務省から大使館、領事館及び国際機関（以下「大使館等」という。）に対して、9月9日付けで、別添のとおり、外交官の子女等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する5歳以上11歳以下の者に対する3回目接種に係る接種券の申請等の手続を案内しましたので、貴部（局）におかれましてはこれを御了知の上、大使館等から当該者の3回目接種に係る接種券の申請があった際は、本事務連絡に基づき対応いただきますようお願いいたします。なお、接種券の申請に係る手続は、従来と同様に、大使館等の単位で接種希望者を取りまとめ、当該大使館等の所在する市区町村に申請を行うことを原則としています。

新型コロナワクチン3回目接種の対象年齢の再拡大に関する在京大使館等向け回章の概要

【本文】

- 3回目接種の対象者は、これまで12歳以上の者とされていたが、今般、9月6日以降5歳以上の者とされることとなった。
- そこで、「外交」又は「公用」の在留資格を有する者が、当該者の5～11歳の子女であって、「外交」又は「公用」の在留資格を有し、初回接種(1・2回目接種)が完了している者にワクチンを接種させることを希望する場合には、2021年11月30日付け回章に記載する手順に従い、大使館、領事館又は国際機関は、組織単位で接種希望者を取りまとめ、市区町村に接種券の交付を申請することができる。
- なお、5～11歳の者に使用するワクチンは、ファイザー社ワクチンである。
- 接種期間は令和5年3月31日まで延長する方向で厚生労働省において調整中である。
- 令和4年9月9日発出。